

やまがた長井観光局誘客強化学業補助交付の概要

■補助の概要

やまがた長井観光局（山形県長井市）では観光客の誘客強化を図るために、長井市への貸切バスを利用した募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行を実施する旅行会社、貸切バス事業者等に対し、補助金を交付するものです。

1、実施期間 平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

※補助申請額が本事業の予算額に達した時点で募集終了となります。

2、補助金額 貸切バス 1 台あたり 50,000 円

※同一の募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行で、出発日が複数にわたる場合は、1 申請とみなし、貸切バスの台数を合算します。

※1 申請当たり 50 万円を上限とします。

3、支援要件

下記内容を全て満たすこと。

- (1) 行程の一部又は全部において貸切バスを利用する旅程であること。
- (2) 参加人数が 20 名（実績）であること。（添乗員、乗務員は除く）
- (3) 長井市内の有料見学施設等 2 箇所（注釈 1）とその他 1 箇所以上（注釈 2）又は、有料見学施設等 3 箇所以上（注釈 3）を組み入れた幹旋団体及び募集型企画旅行であること。
- (4) 国、地方公共団体が実施する会議、研修又は学校行事でないこと。
- (5) 特定の政治、宗教活動を目的とした旅行でないこと。
- (6) 旅行業者、貸切バス事業者については、旅行業法に基づき旅行業の登録を受けた事業者で、かつ日本国内の事業所であること。
- (7) 旅行業者、貸切バス事業者が山形県外のエリアであること。

4、申請方法

旅行実施の 14 日以上前まで「補助金交付申請書 第 1 号様式」を提出し、内容について審査し、交付決定通知書を交付します。

旅行終了後「実績報告書 第 3 号様式」「補助金請求書 第 4 号様式」その他の必要書類を提出してください。審査終了後補助金が交付されます。各様式は下記のとおりです。

(要綱) やまがた長井観光局誘客強化学業要綱

(様式) 第 1 号様式 やまがた長井観光局誘客強化学業補助申請書

第 2 号様式 やまがた長井観光局誘客強化学業変更申請書

第 3 号様式 やまがた長井観光局誘客強化学業実績報告書

第 4 号様式 やまがた長井観光局誘客強化学業補助金請求書

※要綱、様式は観光HPよりダウンロードできます。【<http://kankou-nagai.jp/>】

5、問い合わせ先

やまがた長井観光局

〒993-0003 山形県長井市東町 2 番 50 号

TEL 0238-88-1831 fax 0238-88-1812

e mail - office@kankou-nagai.jp

(注釈 1)

有料見学施設とは、下記の施設を 2 箇所組み入れた幹旋団体及び募集型企画旅行等であること。

- ・長井市内の宿泊施設（タスパークホテル、はぎ苑、とらや旅館、ビジネスホテル長井屋、ビジネスホテルいづみや、旅館 最上荘、ビジネスホテルシンシア、HOTELウィークリーの場、会津屋旅館、加賀屋旅館、土田旅館、栄屋旅館、)
- ・長井市内の昼食施設（タスパークホテル、中央会館、はぎ苑 その他申請のあった施設）
- ・フラワー長井線（区間指定無し 但し：車両内における食事は同一施設とみなす）
- ・やませ蔵美術館 ・長沼孝三彫塑館 ・あやめ公園

(注釈 2)

その他 1 箇所とは、下記の箇所を組み入れた幹旋団体及び募集型企画旅行であること。

- ・道の駅「川のみなと長井」の立寄り
- ・ながい黒獅子の里案内人の利用
- ・丸大扇屋 ・小桜館 ・野川まなび館 ※總宮神社 ※縄文村 ※古代の丘資料館

※あら町界隈の散策

※十日町、横町界隈の散策

※長井駅前、本町界隈の散策

※見学及び散策の際は、やまがた長井観光局の承認が必要。

(注釈 3)

有料見学施設とは、下記の施設を 3 箇所以上組み入れた幹旋団体及び募集型企画旅行等であること。

- ・長井市内の宿泊施設（タスパークホテル、はぎ苑、とらや旅館、ビジネスホテル長井屋、ビジネスホテルいづみや、旅館 最上荘、ビジネスホテルシンシア、HOTELウィークリーの場、会津屋旅館、加賀屋旅館、土田旅館、栄屋旅館、)
- ・長井市内の昼食施設（タスパークホテル、中央会館、はぎ苑 その他申請のあった施設）
- ・フラワー長井線（区間指定無し 但し：車両内における食事は同一施設とみなす）
- ・やませ蔵美術館 ・長沼孝三彫塑館 ・あやめ公園